

令和3年7月9日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月8日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和3年8月22日まで延長されました。それを受け、令和3年7月8日に県対策本部会議を開催し、7月12日から措置区域を横浜市、川崎市、相模原市、厚木市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮、酒類は原則提供停止を要請します。ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。(詳細は別添「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照)

その他区域の飲食店等に対しては、8月22日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮、酒類を提供する場合は11時から20時までとするようお願いいたします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者のみなさまへ

問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課
指導グループ 小島、工藤
電話 045 (210) 4156

知事メッセージ

本日、国は、本県に適用されていた「まん延防止等重点措置」を、8月22日まで延長しました。

本県の新規感染者は、県が再度、酒類の提供停止の要請を検討する基準としていた、「1週間平均で1日あたり230人」を、本日超えました。

また、今回の延長は、夏休みやオリンピックの時期と重なりますので、これまで以上に警戒を強める必要があります。

県民・事業者の皆さんには、4度目の重点措置の延長となり、さらにご負担をおかけすることは大変心苦しいですが、皆さんご自身や大切なご家族、仲間のいのちを守るため、改めて、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

- 7月12日以降、まん延防止等重点措置を行う区域(措置区域)は、「横浜市」「川崎市」「相模原市」「厚木市」とします。
- 措置区域内の飲食店等は、5時から20時まで営業時間を短縮してください。
また、酒類の提供を終日停止してください。ただし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗は除きます。
- マスク飲食実施店の認証を得ていない店舗は、7月31日までに申請いただければ、その翌日から酒類の提供を可能とします。ただし、後日の審査で、認証されなかった場合は、酒類の提供は停止とし、協力は交付しません。
- 措置区域以外の飲食店等は、5時から21時まで営業時間を短縮してください。
今後、新たに措置区域になった場合は、酒類提供はマスク飲食実施店が条件となりますので、早めに、認証申請を行ってください。

(県民の皆さんへ)

- 生活に必要な場合を除いて、引き続き、県域を跨ぐ移動は控え、外出を自粛してください。夏休みやお盆の時期を迎えますが、感染拡大の要因となりますので、旅行や帰省は慎重に判断してください。
- 県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M(適切なマスク着用)・A(アルコール消毒)・S(アクリル板等でしゃ蔽、接触はショートタイム)・K(距離と換気)の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。また、外食する際は、昼夜を問わず、短時間にいただき、マスク飲食を徹底してください。

県は、感染拡大を防ぐため、抗原検査キットを症状のある方に使っていただくよう、試行的に配布する事業に着手します。

今回の措置期間は、1 か月以上にわたる長期間となります。国は、感染状況が改善すれば、前倒しでの解除もあり得るとしていますので、1 日でも早く、まん延防止等重点措置を解除できるよう、心を一つにして、徹底した感染防止対策をお願いします。

引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

令和3年6月18日改定

令和3年7月8日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～8月22日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市（4月20日から）

厚木市（4月28日から）

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）	その他区域
<p>営業時間の短縮等（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 20時まで ・<u>原則、酒類の終日提供停止（酒の持込み含む）</u> <u>但し、「マスク飲食実施店」又は7月11日までに</u> <u>に認証申請を行った店舗を除く</u> <u>（7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証</u> <u>申請を行えなかった店舗で、7月31日までの</u> <u>間に、「マスク飲食実施店」の認証申請を行っ</u> <u>た場合には、その認証申請を行った翌日以降、</u> <u>酒類の提供を可能とする。）</u> <p>〔<u>「マスク飲食実施店」が、酒類の提供する</u> <u>際の条件</u> <u>・酒類の提供時間を 11時から 19時まで</u> <u>・酒類提供店の滞在時間（90分以内）、</u> <u>・人数（1組4人以内、同居家族）</u>〕</p>	<p>営業時間の短縮等（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 21時まで ・酒類の提供は 11時から 20時まで <p>〔但し、酒類提供店の滞在時間（90分以内）、 人数（1組4人以内、同居家族）、 感染防止対策の基本4項目の遵守※ を酒類提供の条件とする。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保 ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項）</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条） 	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時まで の営業時間短縮要請（但し生活 必需物資を除く）	5時から21時までの営業時 間短縮働きかけ（但し生活必 需物資を除く）
	1000平米以下：5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ（但 し生活必需物資を除く）	
入場整理等の働きかけ		
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）		その他区域								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） </td> </tr> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 50%以内 （席がない場合は十分な間隔） </td> </tr> </tbody> </table>		収容率	人数上限	歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	
収容率	人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人									
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）										
歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人									
50%以内 （席がない場合は十分な間隔）										
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで									
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・ <u>酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ</u>										

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

事業者の皆様へ

○令和3年6月21日～7月11日

No. 1

1 飲食店等に対する要請（令和3年6月21日～令和3年7月11日）

- まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市)の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止
酒類の提供は11時から19時まで(ただし、以下の要件を満たした場合)

- ・滞在時間:90分以内
- ・利用人数:1組4人以内又は同居の家族に限る
- ・感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止
酒類の提供は11時から20時まで(ただし、以下の要件を満たした場合)

- ・滞在時間:90分以内
- ・利用人数:1組4人以内又は同居の家族に限る
- ・感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

- ・時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。

(※) 感染防止対策取組書への感染防止対策基本4項目の明記や、LINEコロナお知らせシステム登録(入退店時二次元コード読取り)、帳簿記録(氏名・入退店時間記録・保管)により、入退店時の記録などをお願いします。

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第36回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バットニング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

②その他措置等(時短要請等以外)については下表のとおり

No. 2

第36回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

③①②の施設で共通の措置等は下表のとおり

第36回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) 	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時期	収容率	人数上限	イベント開催時間
6月21日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域内:5時から21時まで 酒類の提供は19時まで
			措置区域外:5時から21時まで 酒類の提供は20時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について(～令和3年7月11日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 高齢者施設等への要請

県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請

6 その他(お願い事項)

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

○令和3年7月12日～8月22日

No. 3

1 飲食店等に対する要請（令和3年7月12日～令和3年8月22日）

- まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、厚木市)の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止
酒類の提供は終日停止(ただし、マスク飲食実施店(※)を除く)

※詳細は「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照

<要件>

- 提供時間:11時から19時まで
- 滞在時間:90分以内
- 利用人数:1組4人以内または同居の家族に限る
- 感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止
酒類の提供は11時から20時まで(ただし、以下の要件を満たした場合)

- 滞在時間:90分以内
- 利用人数:1組4人以内又は同居の家族に限る
- 感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。

(※) 感染防止対策取組書への感染防止対策基本4項目の明記や、LINEコロナお知らせシステム登録(入退店時二次元コード読取り)、帳簿記録(氏名・入退店時間記録・保管)により、入退店時の記録などをお願いします。

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

②その他措置等(時短要請等以外)については下表のとおり

No. 4

第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

③①②の施設で共通の措置等は下表のとおり

第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) 	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時期	収容率	人数上限	イベント開催時間
6月21日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域内:5時から21時まで 酒類の提供は19時まで
			措置区域外:5時から21時まで 酒類の提供は20時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について(～令和3年8月22日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 高齢者施設等への要請

県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請

6 その他(お願い事項)

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

飲食店等の事業者の皆様へ

まん延防止等重点措置区域内（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市）の飲食店等におかれましては、7月12日以降、酒類の提供はできません。

ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。

また、「マスク飲食実施店」の認証を得ていない飲食店等におかれましては、7月31日までの間に申請を行った場合には、申請日の翌日以降、酒類の提供が可能です。（申請日以前に酒類を提供することはできません。）

※このほかの条件は県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

※8月1日以降に申請された場合は、認証されるまで酒類の提供ができません。認証には一定の時間を要します。

（今後の感染状況により、措置区域が変更になる可能性もありますので、現在措置区域外の飲食店等におかれましても積極的な申請をお願いいたします）

申請の方法

- 県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』から申請フォームに必要事項を入力して申請します。

神奈川 マスク飲食 認証 検索



※ 申請にあたっては、次のすべての項目に取り組んでいただいている必要があります。

感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含む）
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

申請後のお願い

- 申請直後、申請フォームで入力したメールアドレスあてに県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きますので、ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。（7月31日までに申請があった店舗に限ります）

※7月8日までに申請のあった飲食店等におかれましては、7月9日に、申請フォームで入力したメールアドレスあてに、県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きます。（ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。）

※県のホームページで、「マスク飲食実施店」と合わせて「マスク飲食実施店申請中」の店舗として公表します。

※県の現地確認の結果、上記認証項目を満たしていることが確認できない場合、「マスク飲食実施店」の認証はできません。

※まん延防止等重点措置区域において、7月12日以降に酒類の提供を行う飲食店等については、「マスク飲食実施店」認証書又は「申請中」確認書を掲示することが、協力金（第13弾）の交付要件の一つとなります。

パソコン、スマートフォン等をお持ちでない方

【申請書の配布または取り寄せ】

- ・県機関（県庁、各地域県政総合センター）、市町村、商工会議所、商工会、食品衛生協会等で申請書を配布しています。
- ・下記問い合わせ先にて郵送またはファクシミリで申請書の取り寄せもできます。（郵送の場合日数がかかります）

【申請方法】

- ・ファクシミリの場合、下記のファクシミリ番号に申請書をお送りください。

【ファクシミリ】 045-210-8819

- ・郵送の場合、下記住所に申請書をお送りください。

【受託事業者】

〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25

NTT 東日本仙台青葉通ビル8階（株）NTT ネクシア 仙台センター 内
神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛

※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。
（利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。）

お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

※「音声案内が流れたら②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」
を選択してください ※ 9:00～17:00

【ファクシミリ】 **045-210-8819**



飲食店等の事業者のみなさまへ

マスク飲食実施店 認証制度のご案内

飛沫を抑えて安心と信頼できる店舗を実現！

- 県の感染防止対策取組書の普及により各店舗の感染防止対策は進みましたが、飛沫によって感染する新型コロナウイルスの感染リスクを下げるためには、飛沫を抑えることが大切です。
- マスク飲食実施店認証制度は、店舗の利用者一人ひとりが基本的な感染防止対策(M・A・S・K)に加え、「マスク飲食」の徹底を図ることで、飲食店等の事業者のみなさまの持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心できる店舗の利用を目指します。

認証書▶▶



マスク飲食の徹底 = 食事中も**会話**をするときは**必ずマスク**を徹底！



- 1 片方の耳ひも部分を持ち、耳から**マスク**を外して飲食
- 2 会話をするときには、再び**マスク**を着用

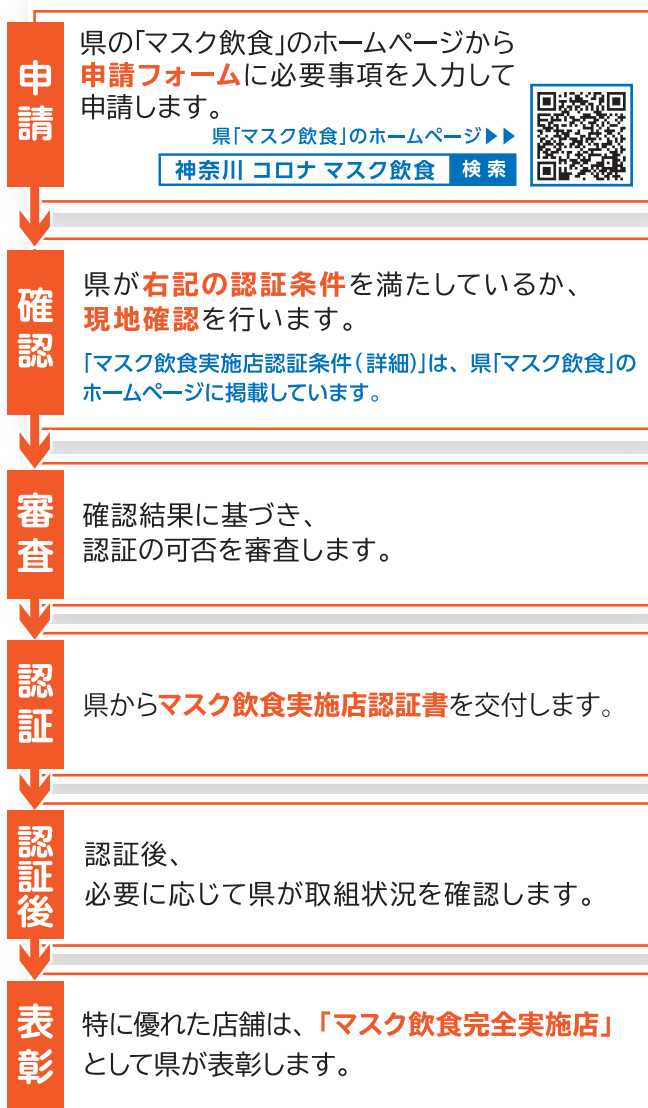


認証のメリットは？

- 1 お客様に安心して飲食できる店舗であることをPR！
- 2 県による様々な広報により店舗を全面的にPR！
- 3 特に優れた店舗は「マスク飲食完全実施店」として県が表彰します！

M A S K

申請から認証までの主な流れ



マスク飲食実施店認証条件

感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信(宣言)
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送、ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ(注文した料理を待っている間を含む)
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

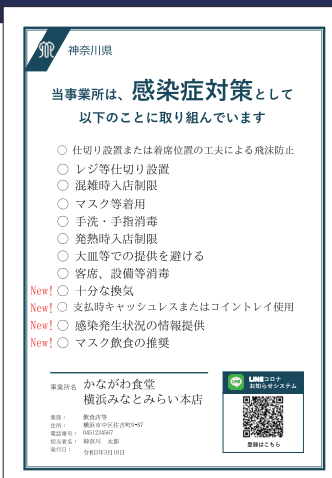
- ▶ 申請前において、上記の各認証条件に取り組んでいただいている必要があります。
- ▶ 各認証条件には**詳細な内容**があります。県のホームページに掲載していますので、申請の際は**事前に必ずご確認ください**。
- ▶ パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

申請に係る留意事項 必ずお読みください

- 今後、感染状況の改善等に応じて、マスク飲食実施店を時短要請の対象から除外するなど、一定のインセンティブを設けることを検討します。
- この認証制度は、協力金を受給するうえでは、必須ではありません。
- この認証制度の認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。
- 申請するためには、県の「**感染防止対策取組書(右図)**」の登録が必要となります。

「感染防止対策取組書」にまだ登録していない方は、県のホームページから登録することができます。

知っていますか? 感染防止対策取組書 神奈川県 感染防止対策取組書 検索



県「感染防止対策取組書」

認証制度の概要・申請

県「マスク飲食」のホームページ▶▶▶

神奈川 コロナ マスク飲食 検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/mask/index.html>

お問い合わせ 9時~17時 年末年始を除く

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル **0570-056774**

「音声案内」が流れたら **2**「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択してください



マスク飲食実施店 申請書

申請日

事業者名 (運営法人名または個人事業主氏名)		法人番号(法人の方のみご記入ください)
事業者・郵便番号	事業者住所(運営法人または個人事業主)	事業者代表電話番号(運営法人または個人事業主)

申請店舗名	店舗郵便番号	申請店舗・住所

営業時間(時短要請が無かった場合)	申請担当者・氏名	申請担当者・氏名 (フリガナ)
申請時点の客席数	申請担当者・電話番号	申請担当者・メールアドレス

チェック項目	
※各項目に実施している場合□にチェックを入れてください ※原則として「全ての項目」の実施が必要です	
感染防止対策取組書	マスク飲食実施店認証条件
<input type="checkbox"/> 感染防止対策取組書の掲示	<input type="checkbox"/> マスク飲食実施店であることの対外的な発信 (宣言)
<input type="checkbox"/> 取組項目の実施	<input type="checkbox"/> 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
基本的な感染防止対策	<input type="checkbox"/> マスク飲食用マスク等の配布
<input type="checkbox"/> 手指消毒の徹底	<input type="checkbox"/> 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
	<input type="checkbox"/> 注文時や料理提供時の再度の説明
<input type="checkbox"/> アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保	<input type="checkbox"/> マスク飲食の実施状況のウォッチ (注文した料理を待っている間含む)
	<input type="checkbox"/> マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 換気の徹底	<input type="checkbox"/> マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

チラシ、認証条件(詳細)等をよく読み、内容を理解しました。認証条件や、特措法に基づく県からの要請を遵守します。
この情報を、神奈川県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付事務に利用することを同意します。

【申請書郵送先】	〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル8階 (株) NTT ネクシア 仙台センター 内 神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛
-----------------	---

※本申請書は上記の県委託業者へご郵送ください。
 ※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。
 (利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。)

マスク飲食実施店認証条件（詳細）

感染防止対策取組書			
チェック項目	詳細		
1	感染防止対策取組書の掲示	感染防止対策取組書を掲示している	
2	取組項目の実施	感染防止対策取組書に記載の取組項目をすべて実施している	
基本的な感染防止対策			
チェック項目	詳細	備考	
1	手指消毒の徹底	ア 店内入口に消毒設備を設置している	ア及びイを満たしていること
		イ 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている（入店時に難しい場合は注文時）	
2	アクリル板等の設置 又は座席の間隔の確保	ア 座席と座席の間にパーティションを設置している（同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外しても良い）	「ア及びイ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
		イ パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである	
		ウ 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	
3	換気の徹底	ア 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている	「ア」、「イ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
		イ 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている （換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m ³ ）を確保している）	
		ウ 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している （定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している	
マスク飲食の実施			
チェック項目	取組例		
1	マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言） ○ ホームページを開設している場合は、その中で、でマスク飲食に取り組んでいることを宣言している。 ○ 店舗の入口にマスク飲食を実施していることがわかるチラシ、ポスターを掲示している。（手書きでも可）		
2	入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明 ○ 従業員から口頭でマスク飲食に取り組んでいることを説明している。 ○ （入店時に接客係がないお店の場合）マスク飲食実施に取り組んでいることがわかるものを入口の必ず客が目にする箇所に掲示してある。		
3	マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ ○ 入店時に説明した時にマスク飲食に協力しない意思を示した客に対して、入店を遠慮するよう伝えている。		
4	マスク飲食用マスク等の配布 ○ 客が必要とした時に提供する飲食用マスクの用意がある。		
5	注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ ○ 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等でマスク飲食を呼び掛けている。 ○ ディスプレイ等がない場合は、ポップ等でもよい。		
6	注文時や料理提供時の再度の説明 ○ （その時点でのマスク着用の有無に関わらず、）注文時や料理を提供する際に、マスク飲食に取り組むよう促している。		
7	マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含） ○ 客がマスク飲食に取り組んでいることをスタッフが適宜確認している。		
8	マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ ○ マスク等なしで会話している客がいる場合に、個別にマスク着用するよう声をかけている。		
9	マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請 ○ マスク等なしで会話している客に声がけをしてもマスクを着用しない場合に、早期退店を促している。		

※この認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。